

令和7年12月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和7年12月11日（木） 午後2時00分 開議

- 日程第1 陳情第6号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める陳情書
日程第2 陳情第7号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを
求める陳情書
日程第3 発議第7号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の提出について
日程第4 発議第8号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げ
を求める意見書の提出について
日程第5 議員派遣について
日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊
2番 松村利宏
3番 中塚礼次郎
4番 長尾和則
5番 桂川雅信
6番 山崎啓造
7番 島崎敏一
8番 大島歩
9番 大原孝芳
10番 松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|-------------------|------|-----------------|------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 丹羽克寿 |
| 教育長 | 片桐俊男 | 総務課長 | 桃澤清隆 |
| 地域政策課長 | 眞島俊 | 住民税務課長
会計管理者 | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長 | 松崎俊貴 |
| 建設環境課長
リニア対策室長 | 宮崎朋実 | 教育次長 | 上山公丘 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 久保田 茂
書記 宮下 なをゑ

令和7年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和7年12月11日 午後2時00分 開議

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長

御参集、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 陳情第6号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める陳情書の採択を求める陳情書

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

(松村 利宏) 審査報告、これを行います。

12月5日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情6号について、12月9日、役場第2委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査を行いました。

陳情6号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める陳情書の趣旨は次のとおりです。

軽油引取税の課税免除措置については、令和9年3月末で廃止される状況にあり、軽油引取税の課税免除の特例措置は、道路特定財源から一般財源に変わった後も農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油について免税措置されてきました。

これまで、この措置により索道事業者がスキー場の整備のために使用するグレンデ整備車、降雪機等に使う軽油も免除対象となっており、この措置が廃止された場合、スキー場運営の困難化と、さらに宿泊業、飲食業等の多くの関連事業者や農業者等の経営が悪化するとともに、地域の経済全体にも深刻な影響を与えることが危惧されます。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

意見はありませんでした。

賛成討論として、スキー場は2024年に初めて赤字を出した。現在、スキー客の減少、雇用が厳しくなっており、スキー場運営、地域経済を守るために軽油引取税の課税免除措置が必要である。

以上です。

慎重な審査をお願いします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

○議長

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

○5番

(桂川 雅信) 私はこの陳情に賛成して意見を述べます。

私は、6月議会での消費税の引下げに関する陳情の討論でも述べましたが、消費税を初めとした間接税は国民が気づかぬうちに税をむしり取る最悪の税制であり、一方で、徴税側にとっては、一度この税制度に手を染めると依存症に陥り、いつまでも止められなくなってしまうだけではなく、租税の本来あるべき姿を忘れてのめり込んでしまう悪質な税制だと申し上げました。

軽油引取税は、ガソリン税と同様に道路特定財源制度の一環として導入されたもので、当初から農林水産業用など道路を使用しない特定の用途には課税免除措置が設けられていました。

この間接税が2009年の地方税法改正により道路特定財源としての目的税から使途を限定しない普通税へ移行し、都道府県の一般財源として扱われるようになったことに伴い、一時は課税免除措置の廃止が検討されましたが、燃油価格高騰などの影響を考慮し、農林水産業などの特定の業種に対する免税措置は現在も特例的に延長されています。

しかも、この間の1979年6月1日以降、当分の間税率——暫定税率17.1円リッターが本則税率1リットル15円に上乘せされ、合計で1リットル32.1円の税率が適用されることになりました。

この当分の間の17.1円は、47年を経て、やっと来年4月1日に削減されることになりましたが、本則15円の税金は続いたままですし、農林水産業用など道路を使用しない特定用途への課税免除措置は特例措置としての位置づけです。

本陳情は特例措置の継続を求めるものですが、私は、そもそも論として、消費するものに対する課税としての軽油引取税そのものを廃止すべきであると考えます。

ガソリン税を含めた揮発油税は石油製品を消費する側から徴収するものですが、道路の維持補修費用や公害防止対策費用など、本来製品の製造者が責任を負うべきものです。

なぜなら、石油製品を製造するために投資された国費、例えばタンカー製造費用、造船所築造費用、公害施設の築造、タンカー接岸の港湾施設、原油の貯蔵施設、製油生成施設などには膨大な国費が投入されており、それらの社会資本を利用することで収益を上げてきた大企業メーカーがその収益に応じて応分の負担をするというのが租税本来の原則であります。

国民の税金を投入して建設した社会資本、国土資源を活用して収益を上げた企

業に対して、その製品を使用するために必要な道路施設や環境整備まで国民に負担させるのは税の二重負担です。

道路建設や環境整備に地方財源が必要なのですから、国は石油製品と自動車など製造している大手メーカーから収益に応じた応分の負担をさせて、それを国と地方に配分すべきなのであります。

最近では、ガソリン税の暫定税率廃止に向けた議論の中で、その財源として租税特別措置の見直しが行われていますが、当然の流れです。

軽油引取税の課税免除措置は、特例措置を継続している間に、まずその対象事業は課税対象から除外する法改正を段階的に行い、続いて引取税そのものを廃止に向かうべきと考えます。

以上で賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2 陳情第7号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書の採択を求める陳情書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 (桂川 雅信) 12月5日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情第7号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について、12月9日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。

陳情の趣旨は、公定価格である診療報酬が物価上昇に対応せず、医療や介護、福祉従事者の賃金が高騰と比べて著しく低くなっていること、診療報酬が低く抑えられているため医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業が進み、深刻な経営危機に陥っており、地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあること、日本医師会、6病院団体が地域医療は崩壊寸前と警鐘を鳴らしており、このままでは医療機関がなくなり、医療にかかれぬ地域が全国でさらに広がる懸念があること、2021年に政府が打ち出したケア労働者の賃金引き上げは限定的で、2025年民間主要企業春季賃上げの平均率5.52%、平均額1万8,629円に遠く及ばないこ

と、上記の理由から以下の内容の意見書を国に対して提出していただきたいとして、1、2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒して介護、障害、福祉サービス等報酬改定を実施すること、全ての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて各10%以上の引き上げ改定を実施すること、また当面の支援策として2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実施することという内容でした。

審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「ケア労働者の賃金が低いという実態は国も認めており、賛成する」、「陳情の内容は当然だと思う。中川の福祉関連事業所も成り手がいないという深刻な状態だ。一刻も早く医療報酬・介護報酬の改定をやるべき」、「伊南4市町村議員合同研修会では、コンサルの講師による病院経営を取り巻く現状報告で需要過多にもかかわらず病院経営が苦しいのは診療報酬の低さや人材不足に原因があり、人材不足を招いているのは労働の過酷さに対して賃金が見合っていないから人が集まらないという指摘があった。一刻も早い改善をする必要がある」、「この陳情書にもあるが、医療機関の倒産が過去最多だ。地域医療の崩壊を招かぬ大変困難な状況であり、賃金も他産業と比べて大きな差がある。介護報酬の引き上げが保険料負担の増加につながると国民の負担感が大きくなるので、国の責任でやるべきではないかと思う。この陳情は議会全体で関心を持って誠実に処理することが望ましい」といったものでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 発議第7号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○1番 (片桐 邦俊) それでは意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除措置については、令和9年3月末で廃止される状況にあります。

軽油引取税課税免除の特例措置は、道路特定財源から一般財源に変わった後も農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油について免税措置されてきました。

これまで、この措置により、索道事業者がスキー場の整備のために使用するゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油も免税対象となっており、この措置が廃止された場合、スキー・スノーボード等の冬季観光産業の負担増に直結することから、スキー場運営の困難化と、更には宿泊業、飲食業等の多くの関連事業者や農業者等の経営が悪化するとともに、地域の経済全体にも深刻な影響を与えることが危惧されます。

以上のことから、国においては、スキー場をはじめとした観光産業や農林水産等の広範な産業への影響に鑑み、下記事項について実現されるよう強く要請いたします。

記

1 軽油引取税の課税免除措置を令和9年度以降も継続すること。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第8号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○8番 (大島 歩) それでは意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬

10%以上の引き上げを求める意見書

国による医療費削減政策が推しすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がりず昨今の物価上昇に対応していません。また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっています。救急の受け入れや入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きています。お産ができる病院がない市町村も全国で1,042市町村を超えています。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業がすすみ、深刻な経営危機に陥っています。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言えます。日本医師会・6病院団体（日本病院会・全日本病院会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は、「このままでは、ある日突然病院がなくなります」「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らしました。このままでは医療機関がなくなり、医療にかかれぬ地域が全国でさらに広がるのが強く懸念されます。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを2021年に打ち出しましたが、その効果は極めて限定的であり、長野県医労連の加盟する日本医労連の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）に留まり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%（平均額18,629円）に遠く及びません。

私たちは、政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について国に要望します。

記

1 2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。すべての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策を含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること。また、当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。
日程第 5 議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。
会議規則第 129 条の規定によりお手元に配付したとおり議員派遣することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。
日程第 6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長及び議会広報委員長から議会会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。
お諮りします。
本件については各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。
ここで村長の挨拶をお願いします。

○村 長 12 月定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
本議会に提出をいたしました 7 件の条例の一部改正案、一般会計補正予算、国民健康保険事業予算並びに水道・下水道事業会計補正予算など 4 議案、全ての議案を即決いただきました。改めてお礼を申し上げます。
さて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び物価高騰対応の子育て応援手当支給につきましては、村への交付金、手当の額のおおよそのつかみできております。国の補正予算の成立を待つことなく、物価高騰下にあつて、効果的な交付金給付の方法を検討するとともに、年の切替えとなる 1 月には村議会で円満に御決定いただくよう準備を進めてまいります。
8 日午後 11 時 15 分頃、青森県東方沖を震源とする八戸市では震度 6 強を記録

する地震が発生をいたしました。一時、最大 3 メートルの津波発生予想がされましたので、建物の倒壊、津波にのまれる人がいないことを念じておりました。

幸い、津波は最高位 0.7 メートル程度と軽度で済んだことに安堵をいたしました。報告ではけがを負われた方が 70 人ほどおられたとのことで、心からお見舞いを申し上げます。

発生箇所が陸と海側のプレートの境界付近と推定されるということで、気象庁は 9 日 2 時に北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表し、地震発生から 1 週間程度は大きな揺れが起きるおそれがあるとして、引き続き警戒を呼びかけております。

昨日も震度 4 を記録する地震が付近で起きております。

また、地震とは関係ありませんが、群馬県でも大規模な山火事が発生しておりまして、こちらも心配されるところであります。

発生予測ができない大地震等に対しましては、非常持出品の点検を行うなどの備えがこれからいざというときの安心につながりますので、日頃から心がけていただきたいというふうに思います。

12 月 15 日から 30 日にかけて年末の交通安全運動が取り組まれます。年末にかけて何かと気忙しい中、事故なく一年の締めくくりができるようにしたいものだというふうに思います。

年末まで残すところ 3 週間ほどとなりました。

季節性インフルエンザは 11 月末の発症ピークから減少してはいるものの、まだまだ罹患される方が多数出ている状況であります。

議員各位におかれましても、年末から年始にかけて体調管理に一層御留意をいただき、健やかに新しい年を迎えられますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議 長

これで本日の会議を閉じます。

以上で令和 7 年 12 月中川村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 2 時 3 1 分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____